



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目次

規則	2
大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則（市立病院財務企画課）	2
大和高田市行政組織規則及び大和高田市会計規則の一部を改正する規則（企画創生課）	2
訓令	3
令和4年度大和高田市立保育所及び子ども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱（保育幼稚園課）	3
令和4年度大和高田市文化会館自動販売機設置事業者プロポーザル選定委員会設置要綱（文化振興課）	4
告示	6
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	6
大和高田市ボランティア用ごみ袋交付要綱を廃止する告示（企画整備課）	7
住民票の消除（市民課）	7
大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示（契約監理室）	7
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	10
12月定例議会の招集（財政課）	10
公示送達（保険医療課）	10
公告	11
マテリアルリサイクル推進施設計画支援業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（建設企画課）	11
令和4年度災害用備蓄毛布クリーニング及び真空パック業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	11
公売公告（収納対策室）	13
公売公告（収納対策室）	15
大和都市計画生産緑地地区の変更に係る都市計画案の縦覧（都市計画課）	16
大和高田市立保育所及び子ども園給食調理業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（保育幼稚園課）	16
高364号線1号橋他2橋 橋梁補修設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	17
大和高田市有財産（駐車場用地）の一時貸付けに関する条件付き一般競争入札公告（総務課）	19
高364号線1号橋他2橋 橋梁補修設計業務委託に関する条件付き一般競争入札公告の訂正（契約監理室）	22
大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託及び大和高田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	23
大和高田市保健センター受水槽・高架水槽ライニングその他修繕に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	25
教育委員会	28

大和高田市教育委員会11月定例委員会の招集(教育総務課) 28

選挙管理委員会 28

大和高田市選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会) 28

大和高田市選挙管理委員会の招集(選挙管理委員会) 29

農業委員会 29

大和高田市農業委員会12月定例委員会の招集(農業委員会) 29

公営企業 29

大和高田市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程(水道総務課) 29

築枝大谷地内管渠工事(22)に関する条件付き一般競争入札公告(下水道課) 30

規 則

規則第26号

大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月4日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市病院事業会計規則の一部を改正する規則

大和高田市病院事業会計規則(平成19年規則第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項、第5条、第13条及び第15条第2項中「総務課長」を「財務企画課長」に改める。

第19条第5項中「第4条第2号」を「第3条第2号」に改める。

第20条第1項及び第22条中「総務課長」を「財務企画課長」に改める。

第23条中「大阪府、京都府、和歌山県及び奈良県」を「全国の区域」に改める。

第24条、第26条第1項及び第3項、第27条第1項、第28条第4項及び第5項、第32条、第35条第1項及び第2項、第36条、第81条第1項、第82条第2項、第83条第1項、第85条、第86条並びに第88条中「総務課長」を「財務企画課長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年11月4日から施行する。

規則第27号

大和高田市行政組織規則及び大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月30日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市行政組織規則及び大和高田市会計規則の一部を改正する規則

(大和高田市行政組織規則の一部改正)

第1条 大和高田市行政組織規則(平成20年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表総務部の部税務課の項中「市民税係」を「市民税グループ」に改める。

第4条第1項総務部の部税務課の款固定資産税係の項中「他の係」を「他のグループ」に改め、同条中「市民税係」を「市民税グループ」に改める。

(大和高田市会計規則の一部改正)

第2条 大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

税務課	証明及び閲覧に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	市民税係長
-----	---	-------

」を

「

税務課	証明及び閲覧に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	市民税グループ係長
-----	---	-----------

める。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

訓 令

訓令第13号

令和4年度大和高田市立保育所及び子ども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年11月1日

大和高田市長 堀内 大造

令和4年度大和高田市立保育所及び子ども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 令和4年度大和高田市立保育所及び子ども園給食調理業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和4年度大和高田市立保育所及び子ども園給食調理業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領の審議及び策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1） 福祉部長
- （2） 総務部長
- （3） 福祉部子育て支援室長
- （4） 教育部教育総務課長

(5) 大和高田市立こども園長会代表

(6) 大和高田市立保育所長会代表

(7) 大和高田市保育給食会議代表

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長)

第4条 委員長は、福祉部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対して、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第5条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援室保育幼稚園課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

訓令第14号

令和4年度大和高田市文化会館自動販売機設置事業者プロポーザル選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年11月7日

大和高田市長 堀内 大造

令和4年度大和高田市文化会館自動販売機設置事業者プロポーザル選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 令和4年度大和高田市文化会館自動販売機設置事業者を募集するに当たり、当該設置業務に係る事業者(以下「設置事業者」という。)の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、令和4年度大和高田市文化会館自動販売機設置事業者プロポーザル選定委員会(以下「委員

会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 募集要領及び仕様書の審議及び策定に関する事項
 - (2) 提案書の内容の審査及び評価に関する事項
 - (3) 設置事業者候補の選定に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- (組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 地域振興部長
- (2) 保健部長
- (3) 地域振興部スポーツ振興課長
- (4) 保健部健康増進課長
- (5) 保健部保険医療課長
- (6) 地域振興部文化振興課長

3 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

4 委員長は、地域振興部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

6 副委員長は、保健部長をもってこれに充てる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等に対して意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第5条 会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員及び第4条第4項の規定による出席者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興部文化振興課において処理する。

(補則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

告 示

告示第122号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和4年11月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田駅・JR高田駅周辺		近鉄高田市駅周辺		近鉄松塚駅周辺		近鉄浮孔駅周辺		近鉄築山駅周辺	
	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車	自転車	原動機付自転車
令和4年10月7日	1								1	
令和4年10月13日			1							
令和4年10月19日	1									
令和4年10月20日			1							
令和4年10月27日			2							

（2） 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地 区	自転車	原動機付自転車
令和4年10月6日	大和高田市神楽3丁目7-39-1		1

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

（1） 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

（2） 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第123号

大和高田市ボランティア用ごみ袋交付要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和4年11月1日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市ボランティア用ごみ袋交付要綱を廃止する告示
大和高田市ボランティア用ごみ袋交付要綱(平成18年告示第42号)は、廃止する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

告示第124号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び同法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年11月10日

大和高田市長 堀内 大造

記

1. 職権消除日 令和4年11月8日
2. 職権消除される者 省略(市役所前掲示場掲示済)

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。)

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田市を被告として(訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市長となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第125号

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年11月10日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示
大和高田市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成18年告示第162号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号及び第5号中「次項の」の次に「規定による」を加える。
 第6条第1項第3号中「参加資格」を「入札参加資格」に改める。
 様式第1号中

「

・	・	年度	市内	市外	受付番号	第	—
---	---	----	----	----	------	---	---

」

を

「

・	・	年度	市内	準市内	市外	受付番号	第	—
---	---	----	----	-----	----	------	---	---

」

に、「住 所」を「本店の所在地」に改め、「実印」を削る。

様式第2号中「関係諸規則」を「関係諸規程」に、「住 所」を「本店の所在地」に、「実印」を「印」に改める。

様式第3号中「住 所」を「本店の所在地」に改める。

様式第4号中「委任者（申請者）」を「委任者（代表者）」に、「住 所」を「本店の所在地」に、「職名及び氏名 印」を「職名及び氏名」改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第2条関係）

営業概要書

①製造・販売・受託等売上高

売 上 高	直前年（度）分決算 年 月から 年 月まで
計	千円

②経営規模

資 本 金（注1）	千円	
常 勤 職 員 の 数	区 分	計
	会社全体の従業員数	人
	うち委任先の従業員数	人

（注1）資本金欄は、法人のみ記入

③経営年数

創業（設立）	転・廃・休業	現組織への変更	営業年数
年 月	年 月から	年 月	年

④主な取扱品目

取 扱 品 目 一 名 （ 受 託 内 容 ） ・ メ ー カ	品目番号（小分類コード）又は業種名	主な取扱品目（商品名・メーカー名）又は業務内容	特約店又は代理店であるときは○印をつけ、それを証明する書類を添付してください。

⑤希望する営業品目又は業種項目に係る過去2年間の主な契約実績

	契約の相手方（課名等）	契約金額	契約年月日	契約の内容
大 和 高 田 市				
他 の 官 公 庁				
民 間 企 業				

⑥営業上の許可・認可等（営業上の許可・認可等を証する書面の写しを添付してください。）

許可等の名称	許可等年月日（期間）	許可等官公庁名（許可番号等）

様式第6号中「住 所」を「本店の所在地」に、「実印」を「印」に、「電話番号」を「担当部署・担当者名」に、「FAX番号」を「担当者電話番号」に改める。

附 則

この告示は、令和4年11月10日から施行する。

告示第126号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和4年11月15日

大和高田市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和5年2月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和4年8月1日から令和4年8月31日までの間

告示第128号

令和4年12月2日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和4年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

告示第129号

令和4年度国民健康保険税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は保険医療課国保係で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和4年11月25日

大和高田市長 堀内 大造

1. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場掲示済）

注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。

公 告

公告第107号

マテリアルリサイクル推進施設計画支援業務の受託候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和4年11月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要

(1) 業務名

マテリアルリサイクル推進施設計画支援業務

(2) 業務概要

本事業における発注に係る業務（発注方式の検討に対する支援、予定価格設定支援、事業者の募集及び選定委員会運営支援、入札説明書及び発注仕様書の作成、土壌汚染調査、地質調査等）及びその他業務

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

(4) 委託契約限度額

54,285,000円（消費税及び地方消費税を含む。3ヵ年継続）

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「マテリアルリサイクル推進施設計画支援業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の3参加資格要件を全て満たす者であること。

3 参加申込書の提出期限

令和4年11月21日（月）17時まで

4 その他

実施要領による。

5 担当課

〒635-0032 奈良県大和高田市今里川合方23番地
大和高田市 クリーンセンター 建設企画課
TEL 0745-52-1600

公告第108号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年11月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和4年度災害用備蓄毛布クリーニング及び真空パック業務委託
2 回収、納品場所	ふれあい交通広場 研修棟（大和高田市池田457-1）
3 納入期限	令和5年3月31日

<p>4 業務内容等</p>	<p>入札説明書（仕様書）のとおり</p>
<p>5 入札参加資格要件</p>	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(5) (2)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年11月1日（火）から令和4年11月15日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限</p>

	<p>令和4年11月22日（火）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年11月24日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年11月28日（月）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年11月29日（火）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

不動産等の最高価申込者等決定公告

国税徴収法第104条の規定により、公告第98号の公売に係る公売財産の最高価申込者を、同法第104条の2の規定により同じく次順位買受申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

令和4年11月9日

大和高田市長 堀内 大造

記

公売財産 (売却区分番号)	最高価申込価額		次順位買受申込価額	
	最高価申込者の氏名 又は名称		次順位買受申込者の氏名 又は名称	
大和高田市-4-5-1 (別紙「公売財産目録」参照)	省略(市役所前掲示場掲示済)		-	
	省略(市役所前掲示場掲示済)		-	
最高価申込者等の決定年月日		令和4年11月8日		
売却決定 期日	最高価申込者		次順位買受申込者	
	日時	令和4年11月29日 午前10時00分	-	
	場所	大和高田市役所 収納対策室	-	

(別紙)

公売財産目録

(土地の表示)

所在 奈良県大和高田市甘田町
 地番 662番17
 地目 宅地
 地積 46.82㎡

(一棟の建物の表示)

住居表示 奈良県大和高田市甘田町9番27号
 所在 奈良県大和高田市甘田町 662番地14、662番地15
 662番地16、662番地17
 構造 木造セメント瓦葺平家建
 床面積 141.66㎡

(専有部分の建物の表示)

家屋番号 甘田町 662番14の4
 種類 居宅
 構造 木造セメント瓦葺平家建
 床面積 33.79㎡

以上登記簿による表示

公告第110号

不動産等の最高価申込者等決定公告

国税徴収法第104条の規定により、公告第99号の公売に係る公売財産の最高価申込者を、同法第104条の2の規定により同じく次順位買受申込者を下記のとおり決定したから、同法第106条第2項の規定により公告する。

令和4年11月9日

大和高田市長 堀内 大造

記

公売財産 (売却区分番号)	最高価申込価額		次順位買受申込価額	
	最高価申込者の氏名 又は名称		次順位買受申込者の氏名 又は名称	
大和高田市-4-5-2 (別紙「公売財産目録」参照)	省略(市役所前掲示場掲示済)		-	
	省略(市役所前掲示場掲示済)		-	
最高価申込者等の決定年月日		令和4年11月8日		
売却 決定 期日	最高価申込者		次順位買受申込者	
	日時	令和4年11月29日 午前10時00分	-	
	場所	大和高田市役所 収納対策室	-	

(別紙)

公売財産目録

(土地の表示)

所在 奈良県大和高田市本町
 地番 1723番4
 地目 宅地
 地積 87.91 m²

(主である建物の表示)

所在 奈良県大和高田市本町 1723番地4
 家屋番号 1723番4
 種類 店舗・居宅
 構造 鉄骨造陸屋根4階建
 床面積 1階 71.63 m²
 2階 70.20 m²
 3階 53.82 m²
 4階 47.68 m²
 築年 昭和58年12月28日新築

以上登記簿による表示

公告第111号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

令和4年11月11日

大和高田市長 堀内 大造

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和都市計画(大和高田市)市街化区域内

3 都市計画の案の縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

4 縦覧期間

令和4年11月11日から令和4年11月25日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日は除く。

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に令和4年11月25日(金)までに必着するよう提出すること。

公告第112号

大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務の委託事業者の候補者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和4年11月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務概要**(1) 事業名**

大和高田市立保育所及びこども園給食調理業務委託

(2) 履行施設

- ・高田こども園及び土庫こども園
- ・天満保育所及び磐園保育所

(3) 委託の内容

「保育所及びこども園給食調理業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間

(5) 委託料の上限額(3年度分合計)

- ・高田こども園及び土庫こども園の給食調理業務を一括した金額
金72,987,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
- ・天満保育所及び磐園保育所の給食調理業務を一括した金額
金66,924,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、「大和高田市立保育所及びこども園給食調

理業務委託プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）の6 参加資格要件に掲げる要件を全て満たす者であること。

3 参加申請書の提出期限

令和4年12月1日（木）から令和4年12月7日（水）まで
 受付時間は、午前9時から午後5時まで

4 その他

実施要領等による。

5 担当課

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中98番地4
 大和高田市役所 福祉部 保育幼稚園課
 電話：0745-22-1101 FAX：0745-23-0415

公告第113号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年11月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名	高364号線1号橋他2橋 橋梁補修設計業務委託
2 履行場所	大和高田市 磯野町他 地内
3 履行期間	契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおりに
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木関係建設コンサルタント業務（鋼構造及びコンクリート部門）に登録している者であること。</p> <p>(2) 平成29年10月1日以降において、官公庁等発注の橋梁補修設計業務を元請けで履行した実績を有する者であること。</p> <p>(3) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又

	<p>は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 平成29年10月1日以降における橋梁補修設計業務の契約書の写し</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年11月15日（火）から令和4年11月25日（金）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年12月7日（水）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年12月8日（木）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年12月12日（月）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に</p>

	よるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。
10 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。
11 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
12 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 令和4年12月13日（火）午前10時 (2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥8,430,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第114号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年11月14日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市有財産（駐車場用地）の一時貸付け
2 物 件	入札実施要領のとおり
3 賃貸借期間	令和5年1月1日から令和5年12月31日まで（詳細は入札実施要領のとおり）
4 物件内容	入札実施要領のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。

	<p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者でないこと。 (3) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (4) 平成29年以降において、同規模程度の同種の時間貸し駐車場運営を2年間継続した実績を有する者であること。 (5) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。 ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【ISO/IEC27001(JISQ27001)】</p>
<p>6 入札参加申込み</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は、本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページに掲載(ダウンロード可能)するとともに、総務課にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、次に掲げる書類を(1)の申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア. 誓約書(本市指定様式) イ. 印鑑証明書 ウ. 登記事項証明書 エ. 実績調書 オ. プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)【ISO/IEC27001(JISQ27001)】の認定取得を証する書類の写し</p> <p>(3) 申込書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年11月14日(月)から令和4年11月24日(木)まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前9時30分から正午までと午後1時から午後5時まで</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 総務部総務課</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申込書等の提出後、遅滞なく行うものとし、その結果については、確認の都度、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和4年11月28日(月)まで(随時)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書を送付する。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付する。</p>

<p>8 入札実施要領についての質疑応答</p>	<p>入札実施要領についての質疑は、本市ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和4年11月14日(月)から令和4年11月22日(火)まで</p> <p>(2) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(3) 送信先 大和高田市役所 総務部総務課 FAX 0745-52-2801</p> <p>(4) 回答方法及び期日 令和4年11月29日(火)午後5時までにFAXにより随時回答します。なお、回答は、質問者に対してするものとします。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年12月6日(火)。この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市役所 総務部総務課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入札書への記載</p>	<p>入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載してください。</p>
<p>11 入札保証金</p>	<p>入札保証金は、次のとおり納付してください。</p> <p>(1) 入札保証金の金額 入札保証金の金額は、入札書に記入する賃貸借料(月額・税抜き)の2ヶ月分以上の金額とします。</p> <p>(2) 納付の方法 入札保証金の納付は、本市の発行する入札保証金納付書により、現金又は銀行振出小切手で入札実施要領に示す指定場所において行ってください。銀行振出小切手は、持参人払式とし、振出日から5営業日以内のものとしてください。</p> <p>(3) 納付期限 令和4年12月6日(火)午後3時まで</p>
<p>12 入札保証金の還付等</p>	<p>落札されなかった者が納付した入札保証金は、返還します。また、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。</p> <p>なお、返還する入札保証金には、利息は付しません。</p>
<p>13 開札の日時等</p>	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年12月9日(金)午前10時00分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 4階会議室4</p>
<p>14 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
<p>15 落札者の決定</p>	<p>落札者は、予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札を行った者と</p>

	<p>します。</p>
16 契約保証金	<p>契約保証金は、次のとおり納付してください。</p> <p>(1) 契約保証金の金額 契約保証金の金額は、入札書に記入する賃貸借料（月額・税抜き）の4ヶ月分以上の金額とします。入札保証金との差額分を納付していただきます。</p> <p>(2) 納付の方法 契約保証金の納付は、本市の発行する契約保証金納付書により、現金又は銀行振出小切手で入札実施要領に示す指定場所において行ってください。銀行振出小切手は、持参人払式とし、振出日から5営業日以内のものとしてください。</p> <p>(3) 納付日 契約締結日</p>
17 開札結果等の公表	<p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p>

公告第114号の2

下記1の公告した業務について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

令和4年11月16日

大和高田市長 堀内 大造

記

1 対象業務

公告日 令和4年11月14日

公告番号 公告第113号

業務名 高364号線1号橋他2橋 橋梁補修設計業務委託

2 訂正内容

入札公告中「6 競争入札参加資格確認の申請」の項を次のように改める。

6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よりダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 5の(2)に係る平成29年10月1日以降における、履行実績を証するもの（契約書の写し、テクリスの印刷等）</p> <p>③ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年11月15日（火）から令和4年11月25日（金）</p>
-----------------	--

	<p>まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
--	---

公告第115号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年11月17日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	「①大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託」及び「②大和高田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託」
2 業務場所	大和高田市役所
3 業務期間	①契約締結日から令和5年3月31日まで ②令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(4) (1)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(5) 人口5万人以上の自治体において、第7期又は第8期介護保険事業計画策定業務の受託実績を有する者であること。</p> <p>(6) 以下のいずれかの資格を認証取得している者であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーマーク【JISQ15001】 ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【JISQ27001】
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」よ</p>

	<p>りダウンロードしてください。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） ③ 5の（5）にかかる要件を満たすことを証するもの（契約書等）の写し ④ 5の（6）に定める有資格者であることを証する写し ⑤ 履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの） ⑥ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの） <p>上記⑤、⑥は、令和4年度大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿又は大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者については、提出の必要はありません。</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和4年11月17日（木）から令和4年12月1日（木）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4 大和高田市役所3階 総務部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和4年12月9日（金）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年12月12日（月）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年12月14日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p>

	<p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、「①大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託」及び「②大和高田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託」の金額並びに合計金額を消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p> <p>令和4年12月15日（木）午後4時20分</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、各業務の予定価格の制限の範囲内（①大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託の予定価格の額以下、かつ②大和高田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託の予定価格の額以下）で、合計金額の最低価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 予定価格	<p>①大和高田市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託</p> <p>¥2,727,273－（消費税等抜き）</p> <p>②大和高田市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定業務委託</p> <p>¥3,636,364－（消費税等抜き）</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第116号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和4年11月21日

大和高田市長 堀内 大造

1 修繕名	大和高田市保健センター受水槽・高架水槽ライニングその他修繕
2 修繕場所	大和高田市保健センター（大和高田市 西町 地内）
3 工事期間	契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
4 修繕内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の塗装・防水工事に登録している者であること。</p> <p>（2）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載しています。（ダウンロード可能）</p> <p>（2）必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>（3）申請書等の提出は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）とします。</p> <p>（4）受付期間 令和4年11月22日（火）から令和4年11月29日（火）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>（5）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>（6）受付場所 〒635-8511 大和高田市大中98番地4 大和高田市役所 3階総務部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>（1）郵送日</p>

	<p>提出期限の翌日より3日以内。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和4年12月8日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 総務部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和4年12月9日（金）午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和4年12月13日（火）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きで記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和4年12月14日（水）午前10時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 3階会議室1</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価</p>

	格をもって入札を行った者とします。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限比較価格	¥3,270,000-（消費税等抜き）
17 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
18 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
19 その他	（1）大和高田市入札者心得に準拠する。 （2）天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 （3）詳細は入札説明書（仕様書）によります。

教育委員会

教育委員会告示第17号

大和高田市教育委員会11月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年11月24日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和4年11月28日（月）午前10時00分

2 場所

市役所5階 会議室8

3 議案

第1号 「大和高田市いじめ防止基本方針」の改定について

第2号 後援願いについて

第3号 その他

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第32号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年11月2日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和4年11月10日（木） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第33号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年11月24日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和4年12月1日(木) 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中98番地4

大和高田市役所 4階 会議室4

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について

第5号 その他

農業委員会

農業委員会告示第12号

大和高田市農業委員会12月定例委員会を次のとおり招集する。

令和4年11月28日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和4年12月2日(金曜日) 午後3時30分

2 場所

大和高田市役所5階 会議室6

3 議案

第1号 農地法第3条第1項について申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第4号 その他

公営企業

企業管理規程第2号

大和高田市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和4年11月4日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

大和高田市上下水道事業会計規程（昭和42年企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
第22条中「出納取扱金融機関等（支店、営業所等を含む。）の所在する市町村」を「全国」に改める。

附 則

この規程は、令和4年11月4日から施行する。

上下水道事業公告第32号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

なお、この工事は、大和高田市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札案件です。

令和4年11月9日

大和高田市長 堀内 大造

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 大高下契第40号
- (2) 工 事 名 築枝大谷地内管渠工事（22）
- (3) 工事場所 大和高田市 大谷 地内
- (4) 工事期間 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
- (5) 工事内容 入札説明書（仕様書）のとおり
- (6) 予定価格 19,800,000円（税抜き）
- (7) 設計金額 19,800,000円（税抜き）
- (8) 最低制限比較価格 17,140,000円（税抜き）
- (9) 入札方法 電子入札（「条件付き一般競争入札（事後審査型）」を使用）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の土木一式工事に登録している者であること。
- (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。
- (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第2

- 5号) 第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
- (8) 本公告の公告日の前日までに、元請けで市発注の工事を受注している（落札者又は落札候補者となった時点から竣工検査に合格するまで）者でないこと。
- (9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者又は落札候補者となった者でないこと。

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
公告及び入札説明書（仕様書）の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年11月9日（水） ～ 令和4年12月2日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
設計図書の交付（入札情報公開システムからダウンロードしてください。）	令和4年11月9日（水） ～ 令和4年12月2日（金）	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札説明書（仕様書）についての質疑受付期限	令和4年11月28日（月） 午後5時まで	質問のある者のみ、FAXにて受け付けます。（ホームページ掲載の市様式又は任意様式）
質疑の回答 （入札情報公開システムに掲載いたします。）	令和4年11月29日（火） 午後5時まで	入札情報公開システムアドレス https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06200640072006E0
入札書及び見積根拠資料（工事内訳書）の提出	令和4年11月17日（木） ～ 令和4年12月1日（木）	※見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。
開札の日時	令和4年12月2日（金） 午前9時30分	大和高田市上下水道事業庁舎 3階 上下水道部下水道課

※上記の期間は、大和高田市の休日を定める条例（平成元年条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除きます。

※電子入札システムの稼働時間は、市の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後8時までです。

4 入札書における金額の記載方法等

入札金額は消費税等を含まない千円止めの金額（百の位以下切捨て）で記載してください。記載された金額に消費税等を加算した金額をもって契約金額とします。

入札書の提出にあつては、見積根拠資料（工事内訳書）を作成し、「内訳書」欄に添付してください。（入札情報公開システムより様式のダウンロードが可能です。）

5 入札の無効・失格

(1) 次に掲げる入札については、無効とします。

- ア 入札金額等の必要な事項が入力されていない入札
- イ 入札に参加する資格の無い者のした入札
- ウ 他人のICカードを使用した入札
- エ 入札金額に百の位以下の端数を記入した入札
- オ 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為があったと認められた入札
- カ その他市長の定める入札条件に違反した入札

(2) 次に掲げる入札を行った入札者は失格とします。

- ア 内訳書(本市指定様式に限る。)が添付されていない入札書による入札
- イ 入札書金額と内訳書金額が一致しない入札
- ウ 内訳書の日付が入札期間(公告日から開札日まで)外の入札
- エ 内訳書の記名、件名等を欠く、又は重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項を確認できない入札
- オ その他事後審査により不適格となった入札

6 落札候補者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の税抜の予定価格(設計金額)以下の価格でかつ最低制限比較価格以上の最低の価格〔入札書記載の金額〕をもって入札した業者を落札候補者とし、第1順位から事後審査をもって落札者を決定します。
- (2) 落札候補者となるべき同価の入札者が2以上ある場合は、“くじ”により決定します。くじを辞退することはできません。くじは電子入札システムにより行います。
- (3) 入札は、1回限りとします。入札者又は落札者がいないとき、落札者が契約を締結しないとき、又は落札者のした落札を取り消したとき等、契約相手が決定しない場合は、原則再度競争入札に付すものとします。
- (4) 入札結果は、電子入札情報公開システムにて公表します。また、落札候補者には電子入札システムにより通知します。
- (5) 落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、あわせて大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)第3条の規定により、同要綱別表第2第8号(4)に該当し、3月間の入札参加資格停止の措置を講じることとなります。なお、当該違約金を納められない場合は、同要綱第3条の規定により、同要綱別表第2第9号に該当し、当該債務に係る滞納状況が解消されるまで入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

7 事後審査

落札候補者の優先順位により確認審査を実施します。入札結果にて落札候補者第1順位者と認められた者については、「事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書」及び「事後審査に係る書類」を『電子入札システム(「入札状況一覧」の「資格確認申請書」の「提出」ボタン)』又は上下水道部下水道課への持参により落札候補者の決定(開札日又は同額の場合くじを行った日)の翌日から3日以内(市の休日を除きます。)に提出してください。受注者として適格でない場合は第1順位者の入札を失格とし、次順位の落札候補者について、第1順位者と同様の事後審査書類の確認を行います。

8 電子入札システムに関する事項

- (1) 代表者又は受任者(競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。)に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。また、電子入札システムにおいては、変更後の契約締結権限等を有する者のICカードを使用してください。ICカードの取得が間に合わない場合等は、10(1)の問い合わせ先まで連絡した上で、指示に従い手続きを進めてください。
- (2) 電子ファイルの作成基準は以下のとおりとします。
 - ア 電子ファイルでの提出を求める書類の作成に使用するソフトウェア及びファイルの保存

形式は次のいずれかの方法によらなければならない。

- ・Microsoft Word 拡張子が.doc 又は.docx で保存されるもの
- ・Microsoft Excel 拡張子が.xls 又は.xlsx で保存されるもの
- ・PDF ファイル Acrobat Reader で読み取りが可能なもの

イ 電子ファイルを圧縮する場合、その形式は、ZIP 形式によるものとする。ただし、自己解凍方式は認めない。

ウ ア及びビによらず提出された場合は、提出がないものとする。

- (3) 電子ファイルを提出するに当たり、入札者は事前に当該ファイルがコンピュータウイルスに感染（以下「ウイルス感染」といいます。）していないか確認し、ウイルス感染したファイルを添付してはならない。ウイルス感染が判明した場合には、入札執行者及び入札参加者は、その再提出の方法について協議するものとする。

9 その他

(1) 入札保証金について

免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。

(2) 契約保証金について

免除します。

(3) 前金払について

大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。

(4) 部分払について

大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。

(5) 電子入札運用基準について

公告に定めるもののほか、電子入札に係る事務の取扱いについては、大和高田市電子入札運用基準の定めるところによる。

10 お問い合わせ先

(1) 入札の方法及び競争入札参加資格確認等に関すること。

〒635-0016 奈良県大和高田市大東町5-22

大和高田市役所 上下水道部 下水道課

TEL (0745) 52-1258

FAX (0745) 52-1295

(2) 電子入札システム及び電子入札情報公開システムの操作方法に関すること。

株式会社日立システムズ 電子入札総合ヘルプデスク

TEL (0570) 021-777

受付時間 平日午前9時から正午及び午後1時から午後5時30分まで

メールアドレス (sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com)